

平成30年第3回臨時会

階上町議会会議録

平成30年 3月29日 開会
平成30年 3月29日 閉会

階上町議会

平成 30 年第 3 回階上町議会臨時会

議事日程第 1 号

平成 30 年 3 月 29 日 午前 10 時 00 分開議

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 提案理由説明

日程第 4 議案第 1 号 階上町教育委員会委員長に任命する者につき同意を求める
ことについて

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（14名）

1 番	荒 谷 憲 輝 君	2 番	大 下 修 君
3 番	小 松 雅 彦 君	4 番	上 道 二 三 男 君
5 番	長 根 岩 夫 君	6 番	森 榮 吉 君
7 番	濱 谷 貴 樹 君	8 番	松 尾 國 治 君
9 番	林 貢 君	10 番	百 目 木 和 俊 君
11 番	大 江 和 夫 君	12 番	郷 州 公 典 君
13 番	畑 中 弘 實 君	14 番	山 田 恵 治 君

欠席議員（なし）

説明のための出席者

町 長 浜 谷 豊 美 君 副 町 長 沼 沢 範 雄 君

教 育 長 川 浪 孝 雄 君 総 務 課 長 野 沢 雅 浩 君

教 育 課 長 引 敷 林 広 貴 君

職務のための出席者

議会事務局長 澤 田 充 君 庶 務 G L 下 平 有 香 君

総 務 課 主 査 高 橋 勇 真 君

開会の宣告

午前 10 時 00 分

開議の宣告

午前 10 時 00 分

議長（山田恵治君） ただいまの出席議員は 14 名であります。

定足数に達しておりますので、平成 30 年第 3 回階上町議会臨時会を開会いたします。

ただちに、本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手許に配布したとおりであります。

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第 126 条の規定により、議長において、4 番 上道二三男君、5 番 長根岩夫君を指名いたします。

日程第 2、会期の決定の件を議題といたします。

お諮りいたします。

本臨時会の会期は、本日 1 日間といたしたいと思います。

これにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって会期は、本日 1 日間とすることに決定いたしました。

日程第 3、議案第 1 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについての件、1 件を上程いたします。

提出者から、提案理由の説明を求めます。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） 町長、浜谷豊美君。（町長登壇）

町長（浜谷豊美君） 本日ここに、平成 30 年第 3 回階上町議会臨時会を開会するにあたり、議員各位には、ご多忙のところご出席いただき、誠にありがとうございます。

それでは、本臨時会に提案いたしました議案の概要につきまして、ご説明申し上げます。

議案第 1 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについて、ご説明申し上げます。

本案は、教育長の任期満了に伴う後任の教育長を任命するため提案するものであります。

以上、提出議案につきまして概要をご説明申し上げましたが、審議の過程においての質疑に対しましては、本職並びに関係職員等からお答え申し上げますので、慎重にご審議の上、原案のとおり議決くださるようお願い申し上げます、提案理由の説明といたします。（町長降壇）

議長（山田恵治君） これをもって提案理由の説明を終わります。

日程第 4、議案第 1 号 階上町教育委員会教育長に任命する者につき同意を求めることについての件を議題といたします。

この件に関し、教育長、川浪孝雄君から退席したい旨の申し出がありますので、これを許します。（教育長退席）

これより質疑に入ります。

質疑は、ありませんか。

2 番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2 番、大下修君。

2 番（大下修君） ハイ。（大下議員起立）

2 番、大下修です。よろしくお願いします。私、勉強不足だったんで伺いたいん

ですけれども、階上には総合教育会議というのがございますでしょうか。そして、その会議の頻度だとか内容についてあればお知らせ願いたいと。

それと、教育に対する大綱、これについてあるのかないのか。

議長（山田恵治君） 大下議員、教育長人事に関する質疑でございますが。

2番（大下修君） 関連しますもんで、伺っておきたいと思っておりますけれども。

議長（山田恵治君） 関連。

2番（大下修君） はい。

議長（山田恵治君） 違うと思うんですが、今、教育長人事に関して提案理由の説明があって、川浪教育長で提案をしたいと、そのことに対して賛成か反対かということで、またその件についての質疑でございますが。

2番（大下修君） 今は、賛成、反対じゃないですよ。質疑ですよ。

議長（山田恵治君） 質疑です。その提案されたことに対しての川浪教育長でいかがですかと、お願いをしたいということでの質疑と。

2番（大下修君） 関連すると思っておるんですけども、ちょっと質問は変えます。よろしいですか。

議長（山田恵治君） 同意を求めることですので、それに対して。

2番（大下修君） ちょっと質問を変えさせていただきます。平成27年に国の方から、地方教育行政の組織及び運営に関する法令の一部改正の法律っていうのがありまして、新しい教育委員会制度が平成27年4月1日に施行しました。

特に、学校教育に関わる諸問題は多岐多様になり、難しい予防的政策や対応を迫られるようになってきていると認識しております。

当町においても、学校の統合の課題やSNS、不登校、いじめ問題をはじめ、教育情勢全般においても教育委員会の役割は、ますます重要になっていると考えております。先の浜手地区の小学校の統合の進め方や協議会の施策や施策の推進の手續

き、透明性について疑問を持っております。

新しい教育委員会制度は、教育長と教育委員長の一本化による責任の明確化とスピーディーな対応が求められていると考えております。

また、教育長へのチェック機能として、教育委員のあり方や会議の透明性も重要であるとしております。市長、町長、行政との関わり方も国の方で方向性が出されております。このような中で、教育長の再任を提案されているわけですが、当然教育委員の方々の推薦もいただいていることと思いますが、このことについて伺っておきたいと思います。これは、質問としてよろしいでしょうか。

議長（山田恵治君） ハイ。教育委員の推薦ということですね。

町長（浜谷豊美君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、町長、浜谷豊美君。（町長起立）

町長（浜谷豊美君） ただいまの質問であります、この教育長人事は、町長の提案ということになっておりますので、これは推薦に基づくものではないというふうに認識しております。

2番（大下修君） ハイ、議長。

議長（山田恵治君） ハイ、2番、大下修君。（大下議員起立）

2番（大下修君） ハイ、2番、大下修です。人事権ということでそういうことだと思うんですけども、平成27年4月の1日に新教育制度が施行されました。そういう中で、教育委員のあり方、教育長のあり方、または、行政との関わり方という4つの柱で、新教育制度がスタートしたと認識しております。

そういった中で、今まで教育長には、教育全般についてご尽力をいただいたわけですが、先の統合のことでも躓いて統合をしなかったとか、あと教育の本分の施策についても、私個人なんですけども、ちょっといかなものかなというふうには感じております。

そういった中で、こういう人事案件は、教育委員の方々の意見、推薦も必要なのかなと思いますけども、今の町長の答弁ですと、人事案件なのでということでしたかたないのかなというふうに思います。

そこで伺いたいんですけども、町長の、または教育長は今席外しているんですけども、そういった今後の教育情勢を進めて行く上で、町長の任命した所信表明っていうんですかね、そういったことを伺っておきたいと思います。

どういうところを、例えば、決意表明、この方にこういう教育を進めていただきたいだとか、こういうふうにやっていただきたい、町長の信じる教育とは何か、これを進めていただきたいだとか、そういったものがあれば伺っておきたいと思います。

議長（山田恵治君） 今の件ですが、先程も町長答弁したように、その人事権は町長にあって、どうしてそれを決めたのかということではなくて、町長が人事を決めて提案をされているんだということです。それに対してのことですから、大下議員いかがですか。

2番（大下修君） 以上で質問を終わります。ありがとうございました。

議長（山田恵治君） ほかに質疑はありませんか。（質疑なしの声あり）

これをもって質疑を終了いたします。

これより討論に入ります。

討論は、ありませんか。（討論なしの声あり）

討論なしと認めます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております、議案第1号 階上町教育委員会委員長に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することにご異議ありませんか。（異議なしの声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、議案第1号 階上町教育委員会委員長に任命する者につき同意を求めることについての件は、これに同意することに決定いたしました。

教育長、川浪孝雄君の入場を許します。（教育長入場）

以上をもって、本臨時会に付議された案件の審議は、全部終了いたしました。

これにて、平成30年第3回階上町議会臨時会を閉会いたします。

（閉会時刻 午前10時15分）

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

階上町議会議長

会議録署名議員

会議録署名議員

